

会議結果報告書

会議の名称	令和5年度第2回札幌市子ども・子育て会議
日時・場所	令和6年3月27日（水）10：00～12：00 ホテルポールスター札幌
出席委員 27名/29名 中	天野舞子、五十鈴理佳、大場信一、大森悠平、加藤智恵、加藤弘通、川内佳奈、 菊地秀一、北川聡子、金昌震、桑原俊二、斎藤規和、澤田理恵、椎木仁美、 繁泉将晴、高橋亨、徳田恭一、永浦弘、馬場政道、林亜紀子、藤原里佐、星信子、 前田尚美、三好琴音、箭原恭子、藪淳一、山口裕一（敬称略）

議事	概要
1. 若者支援施設の在り方検討部会の設置について	<事務局説明> 事務局より以下の資料について説明を行った。 資料1 若者支援施設の在り方検討部会の設置について <主な委員質問・意見> 部会の設置趣旨、若者支援施設で行われている支援内容 ・（委員）この部会の設置の趣旨で一番重要なのは、施設の老朽化への対応についてということなのか。また、若者支援施設で行われている支援内容は、若者サポートステーションとはどのような関係にあるのか。 →（引地子どものくらし・若者支援担当課長）この部会では、施設の老朽化対策に加え、これからの若者支援においてどのような課題やニーズがあり、それに対して若者支援施設がどのような役割を果たしていくのか、という点をセットで考えていく。 地域若者サポートステーションについては、国の事業を、若者支援総合センターの指定管理者であるさっぽろ青少年女性活動協会が受託しており、同センターの指定管理事業である若者への就労支援と一緒にやっているという関係。 ・（委員）若者支援施設での支援内容は、就労支援を軸にすることになるのか。 →（引地子どものくらし・若者支援担当課長）今後の調査や部会での審議を経て、方向性を考えていくことになる。 ・（委員）現在は就労支援を軸に5館が活動しているのか。 →（引地子どものくらし・若者支援担当課長）今、若者支援施設では、大きく3本の柱を立てて事業を行っている。一つ目は、就学や就労に何らかの困難を抱えている方の就学や就労を後押しすること。二つ目が、若者同士の交流の促進。三つ目は、若者の社会参加の後押し。また、若者支援に関わる団体や機関の連携やネットワークづくりも実施している。 若者支援施設の在り方を検討する視点 ・（委員）若者支援施設の在り方を検討する際、労働政策といわゆるひきこもりの若者支援のような社会福祉的なものとを融合したものという大きな見方で理解して良いのか。 →（引地子どものくらし・若者支援担当課長）現在の課題に加え、将来的

	に発生するだろうニーズについても見通しながら、若者支援施設がどのような役割、機能を果たしていくかを考えていきたいと思っているが、それらについては今後実施する基礎調査の結果に基づいて議論をしていきたいと考えている。 部会の委員構成 ・（委員）実際に若者支援施設で日々若者と接して支援をしているユースワーカーという専門職の方を１人、臨時の委員に加えることを検討してほしい。 →（引地子どものくらし・若者支援担当課長）現に若者支援施設に従事している館長に、オブザーバーという立場で、この議論に加わっていただくことを予定している。 <審議結果> 承認
--	--

報告	概要
１．第４次さっぽろ子ども未来プランの改定について	<事務局説明> 事務局より以下の資料について説明を行った。 資料２-１ 第４次さっぽろ子ども未来プランの改定について 資料２-２ 現計画改定に向けた「札幌市就学前児童を対象としたニーズ調査」の速報値 <主な委員質問・意見> 資料２-１（３ページ）「基本目標１ 子どもの権利を大切にする環境の充実」の成果指標 ・（委員）成果指標として、いじめなどの不安や悩みを身近な人に相談する子どもの割合となっているが、なぜ、子どもの権利が大事にされているということが相談する者の割合と結びつくのか、理論的な関係が不明瞭なため教えていただきたい。 →（山縣子どもの権利推進課長）子どもの権利を大切にするということは、社会全体で子どもの権利を守っていかなければいけない、特に大人が、子どもたちの権利を守っていかなければいけないと考えている。 その中で、相談する相手がいるかどうかというのは、子どもたちを見守っている周りの社会環境や、大人がいるのかという点で非常に大事なものと考えている。相談して、それが解決にならないと子どもの権利が本当に守られているということにはならないが、そういった子どもたちをいかに見ている周りの大人たちがいるかが、権利を大切にされているかどうかを考える上で重要なものだと考え、指標としている。 資料２-１（４ページ）「基本目標３ 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」の成果指標

・(委員) 社会の一員として役割を担っていると感じる若者の割合は、著しく下がっているが、分析の内容について、新型コロナウイルス感染症の際の何が影響していたのか、何をすればよかったのかという点を含めて分析する必要があるのではないかな。

→ (佐藤子ども育成部長) 事務局としても分析が不足している部分があると捉え、次の取組に向けて委員の意見を踏まえて検討していく必要があると考えている。

資料 2-1 (3 ページ) スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと学校の連携、及び不登校等の子どもの実態把握

・(委員) スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが学校に常駐していないという状況で、親としては相談先になりづらいところがあると思う。また、そういった状況で、学校とはどのように連携しているのか。また、不登校やいじめの実態把握について、対象児童の精神的な疾患の有無などの把握した上で政策が必要になると考えるが、どこまで踏み込んで考えているのか。

→ (太田教育相談担当課長) 教育委員会としては、学校との連携や、保護者からの相談も受ける窓口もあり、それらから子どもの困り、保護者の困りについては把握をするという形になっている。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用については、常駐できていないという現実はあるため、配置については、拡充していくよう今取り組んでいるところ。

資料 2-1 (3 ページ) 保育施設の充実

・(委員) 保育施設の充実について評価されているが、質の問題を考えていく必要があるのではないかな。

→ (西山保育推進課長) これまで保育の供給量確保の取組を進めてきた結果、おおむね供給量が充足する状況になったと考えているところ。ただし、引き続き保育の供給量確保や、また保育人材の確保にも取組ながら、今後は量だけではなく、質についてもどのように取り入れていくかということを考えながら、多様な保育ニーズに対応できる環境について整えていくよう努めてまいりたい。

資料 2-1 (3 ページ) 男性の育児参加

・(委員) 男性の育児休業取得をしやすくするために、企業への働きかけなどが必要だと思うが、札幌市で取り組んでいることはあるのか。

→ (鈴木企画係長) 仕事と子育て両立に向けた環境づくりを進めることを目的に、「ワーク・ライフ・バランス plus」の企業認証制度があり、認証企業向けの育児休業等取得助成金を行っている。これについては国の動きを踏まえ内容を検討しつつ、引き続き行っていく。

資料 2-2 (1 ページ) 共働き世帯の増加と、育児分担

- ・(委員) 働きながら子育てをする母親が増加しており、また、父親と母親が育児を分担する家庭が増加傾向であるということに関し、ワーク・ライフ・バランスの進行によるものとは言い切れないだろう。少子化により女性の社会進出が増え、それにより仕方なく育児分担をすることになっているとも考えられる。

→(鈴木企画係長) 今後の分析の参考とさせていただく。

資料 2-2 (2 ページ) 子育てへの悩み

- ・(委員) 子育てをしている悩みの傾向が大きく変わらないというのは間違いないが、中身を見れば質の変化はあったのではないか。発達や発育、子どもの食事や栄養に関することが上位になったという結果について、社会全体や構造的な観点で考える必要があるのではないか。例えば、母親の社会進出により、子どもに食事の提供や知育の提供が出来なくなったかもしれないなど、社会的な視点をもった分析が重要だろう。

→(鈴木企画係長) 今後の分析の参考とさせていただく。

資料 2-1 (3 ページ)、資料 2-2 (1 ページ) 父母の育児分担

- ・(委員) 資料 2-1 では「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合が伸び悩んでいる一方で、資料 2-2 では主な子育て実施者は「父母ともに」になっていたり、父親が令和 5 年で育休を取得したという割合が上がっていることのギャップがあり、これは実態と思いのギャップではないかと感じたところ。今の子育て世代の父親というのは、父親が育児をするロールモデルがなく、育児をやりたいが何をしていいかわからず、育児参加できず、困難感を抱えてカウンセリングに来るケースがあることから、対策として、意識改革や啓発に加えて、父親ならではの悩みやスキルアップに向けた講座のような場を、子育て支援の領域で取り組めないか。

→(佐藤子育て支援推進担当課長) 現在、父親の子育て促進事業として、様々な講座等を実施している。その中で、今持っているスキルを生かして子どもと関わってもらうことに加え、父親同士の交流も含めた時間なども設け、お互いの家庭での様子などを話しながら参考にし合うというような時間を設けた講座なども実施している。引き続き、スキルアップだけでなく、ロールモデルとなる方に参加してもらうような企画など、考えてまいりたい。

資料 2-1 (3 ページ) いじめ等に関する相談先

- ・(委員) 学校でいじめられており、家にも相談できない場合などに、第三の居場所の役割の充実が大事になると考えるが、それについて札幌市はどう考えているのか。

→(引地子どものくらし・若者支援担当課長) 放課後を過ごす第三の居場所は、これからますます必要になってくると考えている。札幌市の場合、従来は児童会館がそれを担う最たるものとして取り組んできたが、近年

	では地域の多くの団体が、子ども食堂や学習支援、居場所をつくる取組を進めている。 札幌市では令和6年度から、食事の提供を行わない体験型、学習支援などといった居場所に対しても支援を拡大していく予定であり、これから子どもの居場所に対する支援を充実させていきたい考え。 資料 2-1（4 ページ） 失敗を恐れないで挑戦する子どもの割合 ・（委員）国の就学前の子どもたちの育ちに関わる指針の中に、挑戦する前に安心が必要だという指針があり、計画全体の成果指標である「自分のことが好きだと思う子どもの割合」も横ばいだということを含めて、安心感というところで分析してみる必要があるのではないか。また、子どもが安心感を得るためには、親に対する子育て支援が非常に必要だと思う。札幌市だけではなくて、民間の幼稚園、保育園や他の子育て支援団体などが一緒になってやっていく必要があると思う。一方で、国が示しているこども家庭センターでは、サポートプランを作り保護者を支えていくという方向性であるが、札幌市ではどのような取組状況になっているのか。 →（山形地域連携課長）令和6年の改正児童福祉法を踏まえて、札幌市では令和6年4月から、10区の保健センターにこども家庭センターの機能を位置づけることとしている。二点のポイントがあり、一つがサポートプランである。こども家庭センターでは母子保健と児童福祉の間を切れ目なく支援していくため、新規ケースを中心に、サポートプランの策定を行っていく。 もう一つが、母子保健と児童福祉を切れ目なく支援するため、その間をコーディネートする統括支援員を設けている。統括支援員については、困難を抱えている対象者が多い中央区、北区、東区といった大規模区に、新たに係長職を配置した。人員を手厚くし、サポートプランも作っていくことで、地域の連携を深め、事態が深刻化する前に、親子に対して早期支援を行っていきたいと考えている。 資料 2-1（3 ページ） いじめ等の悩みに関する相談先 ・（委員）いじめについて、以前より増えていると感じており、特に、通常学級の中で障がい疑われる児童に対するいじめが非常に陰湿で激しいものになっていると感じている。その点の対策や、札幌市においていじめ防止対策推進法がどれぐらい教育現場に浸透しているかというデータがあるのか。 →担当課不在により、後日回答（別紙参照）
2. 各部会の決議状況について	<事務局説明> 事務局より以下の資料について報告を行った。 資料 3 認可・確認部会の決議状況 資料 4 児童福祉部会の決議状況 資料 5 いじめ問題再調査部会の決議状況

	<委員からの意見及び質問> ・（委員）①スクールカウンセラーが常駐できていないのは、札幌市全体の小中学校の内、何校あるのか。また、札幌市のスクールカウンセラーは現在何人おり、経年で見た際に増加しているのか。今後学校への常駐という目標は達成できる見込みなのか。 ②令和5年12月に公表された札幌市重大事態調査報告書では、職員への検証の充実について大変具体的に書かれており、教育委員会からは「研修はしっかりとやっております」と回答をもらうが、このようにいじめが見逃され、組織的対応がなされないのは、研修がなされているのかを事後的に検証していないのではないかという指摘もあるが、こういった形になっているのか。 →担当課不在により、後日回答（別紙参照） ・（委員）札幌市PTA協議会で毎年、札幌市教育委員会に、次の年の文教施策に対する要望書を提出しており、いじめに関する要望は保護者から毎年上がっているため、要望書に記載している。なお、令和5年度提出の要望書には記載していない。市教委から過去にもらった回答書で回答されていることや、いじめ防止対策推進法なども既にあることから、令和5年度に提出した要望書では記載を見送った。PTA協議会としては、現場の先生方が心身ともに激務であることは十分理解しているので、子どもを細やかに見てもらえること、まずは教職員の負担が軽減されることにつながる施策が叶うよう、少し角度を変えつつ要望を続けていくこととしている。市教委からは研修は「行っている」、更なる充実は「検討する」という回答だったと記憶しているが、今後も要望や発信を続けていきたいと考えている。
--	---

情報提供	概要
1. 令和6年度子ども・子育て関連の事業概要説明	<事務局説明> 事務局より以下の資料について説明を行った。 資料6 令和6年度子ども・子育て関連の事業概要 <委員からの意見及び質問> ・（委員）いじめ対策関連の拡充という項目について、スクールカウンセラーの配置時間や、ソーシャルワーカー増員、健康観察の導入など、非常に充実した体制が図られていると感じた一方で、今の生徒指導提要在改訂されて、問題が起きてからの生徒指導よりも、問題の未然防止に重点が置かれている。その中で、課題未然防止教育として、子どものスキルトレーニングや、ストレスマネジメントなど、心の授業のようなものを積極的に導入していくということが書かれている。いじめが起きてからのサポートというところにプラスして、子どもたちが自分たちでいじめに至る前に解決するなど、加害者になってしまう子のスキルをトレーニングし、スムーズな人間関係を行えるようになるなどといった取組が

	広がることが、今の時代に即していると考えるが、いかがか。 →（太田教育相談担当課長） 未然防止に関する取組については、非常に重視しており、「心の健康観察」については、未然にキャッチするというのが一つ大きな狙いになっていると押さえている。また、子どものスキルについては、これまでも道德教育を中心に取り組んできているが、委員からの意見を踏まえ、今後の取組について検討していきたい。 ・（委員） いじめ対策関連について、スクールカウンセラーは配置時間を拡充となっており、スクールソーシャルワーカーは増員となっている。これは、スクールカウンセラーは増員が難しいため、配置時間だけを拡充するとも見える。そのため、全校配置は難しいとしても、その目標に向け市の姿勢を見せてもらいたい。 また、未然の防止という観点で、いじめの授業を各学校でするように教育委員会からも指導していただきたい。弁護士会の子どもの権利委員会では、学校からいじめの授業をやってほしいという要望があれば積極的に対応しているが、要望自体が少ない。こちらとしては積極的にいじめに関する授業を行いたい、要望がなければ実施できないため、教育委員会から学校に実施について推奨いただきたい。また、道德の一環としてだけではなく、教員や保護者も見られるような授業を実施することで、いじめに関しての認識を共有することができるため、そういった予算の確保をしてもらいたい。 →担当課不在により、後日回答（別紙参照） ・（委員） 周囲にも共働きの女性が多いが、子育てしやすい働き方への支援が不足していると感じている。育児休業の取得は男女とも進んでいると思うが、復帰後にフルタイムで働く母親が増え、かつ子育てもしており、資料 2-2 においても、主に育児を担っているのは母親という割合が高いという結果を見ると、子育てしやすい働き方をしている女性は少ないのではと感じる。育児時間の取得や育児短時間勤務の取得が難しい現状もあると思うが、それらに対する支援などはあるのか。 →（佐藤子育て支援推進担当課長） 意見を踏まえて、引き続き、子育てしやすい働き方という視点で今後考えてまいりたい。
--	---

（議事概要について発言者内容確認済み）